佐藤正幸委員：私、最初に杭の不適切な施工に関して、何でこういう問題が起こったのか。そこから何を教訓とすべきかという角度でお尋ねしたいと思うんですけど、専門家の方にお話をお聞きしますと、当時の建設工事がやっぱり官民問わずに投資減とかコスト高という二重苦にある中で、やっぱり儲け優先というのがあったこと。もうひとつは、やっぱり発注者に対して経済的に従属をしているというそういう今の民間の設計者とか検査機関、そういうところが責任持って不良建築物の発生を防止できるのかどうか、このあたりが問われでいるというようなお話もお聞きしました。

そこで私お聞きしたいのは、県がかかわっている建設、建築事業におい　て、例えばいろんな問題が起こって工期を延長せざるを得なくなったというときに、そこをやらずに安全とか安心が後回しになってしまって、結果として不良建築物になると。そういうことを防ぐために県としてはどういう努力なりがとられているのか、あるいは今の事態から今後改善すべき教訓といいますか、その辺はどうお考えになっているのか、その辺をお尋ねしておきたいと思います。

東靖博土木部次長(土木·まちづくり技術センター担当)：本県の発注するそういう建築土木工事です。工事の発注に際しましては、適切な予定価格を設定しまして、工事をするに必要な工期を確保して発注しております。工事が始まりまして施工の条件が実際の現場とちょっと異なるような場合もあることです。そういった場合については、県の建設工事の標準請負約款に基づきまして、受注者と発注者が協議をした上でどういうふうに適切な設計変更して、それに伴って必要となる費用、請負代金の変更、それとともに工期の変更というのを適切に行っているところです。

それで、今後の改善点の御質問ありましたけれども、改善点については　先ほどの国のほうの報告でありました国土交通省のほうでそういう対策委員会が11月4日に第1回が開催されるところです。その中で再発防止対策等についても専門的な見地から検討するというふうに聞いているところでございますので、県としましてはこの問題が発生した背景や原因の究明及び改善すべき点を含めて、国の委員会でのそういう再発防止対策等をきちんと見ながら、それを速やかに対応していきたいというふうに考えているところです。

佐藤正幸委員：ある一部の民間建築会社の事例という特殊扱いにしないで、やっぱりこの背景に目を向けた対応が私は必要ではないかなというふうに思います。

やっぱり利益優先であるとか、あるいは当時、2005年、このマンシヨン自体は2007年の施工といいますか完成というか、そうだと思うんですけど、当時、2005年は例の一級建築士による耐震構造計算の偽造データというあの問題もあったちょうどそのころと重なるわけですよね。やっぱりチェックを民間の機関に丸投げしてしまったという規制緩和の問題も私はあるなというふうに思っております。

そういう点では、何で行政としてこういう問題がチェックできなかったのか。その辺を含めて対応をぜひとってほしいということを求めておきたいなというふうに思います。

次に、原子力防災訓練についてお聞きしたいんですけど、今報告のあり　ました訓練内容で避難行動要支援者の訓練のことがありました。これは屋内退避を実施して、その後、福祉避難所に移動すると、こういうことだと思うんですね。

お聞きしたいんですけど、この屋内退避施設、これはことし 1月の特別委員会では5キロ圏内では対応は完了したんだけれども、5キロから30キロ国内の要支援者が1万2,000人おられると。1万2,000人おられて屋内退避施設の整備は1,300人であったと、こういう答弁があったと思います。現在、この屋内退避施設の整備はどこまで進んでいるのか。1万2,000人分の屋内退避施設を完了するという見通しはどこにあるのかお尋ねしておきたいと思います。

絈野健治危機管理監：県では、国の予算を活用いたしまして放射線防護対策を施しました屋内退避施設を平成25年から設置しております。平成25年度には志賀原発から5キロ圏内の3力所を整備しております。昨年度については、30キロ圏内の初期被曝の医療機関4力所と住民の一時退避施設について、各市町から1力所ずつを基本に6力所を整備したところです。また、今年度については、国から緊急時に要支援者の一時移転の可能性が高い10キロ国内につきまして優先的に整備を進めるという方針が示されましたことから、国の方針に基づきまして原発からおおむね10キロ国内の2力所の整備を進めているところです。今年度の整備分を含めますと15施設で計1,900人の収容が可能となるものです。

委員御指摘の整備完了の見通しについてでございますが、屋内退避施設の整備については全額国の交付金を受けて実施しているものです。国の予算の観点等ございますので、現時点でいつまでにということはなかなかはっきりとは申せませんが、国においてはまず原発から10キロ国内の整備を優先的に進めるということとしております。私どもも3キ口国内につきましても必要な施設整備について国におきまして明確な設置基準を定めまして、それに必要な予算も十分対応していただけるよう、県といたしましても原子力発電所関係団体協議会等を通じて国に対して働きかけていきたいと、そういうふうに考えております。

佐藤正幸委員：要支援者というのはやっぱり高齢者の方とか障害を持たれている方を含めて、やっぱり避難に支援が必要な人なわけですね。1万2,000人おられるのにまだ1,900人分しか退避施設がないと。この見通しもないという中で、今、政府は再稼働などを行っているというのは、私は大きな問題があるというふうに思いますし、1万2.000人の対応ができなければ再稼働などあり得ませんし、実際私はこれ無理だと思うんです。原発というのはやっぱりそういう異質な問題があるということを私は指摘をして、さらにお聞きしますけど、5キロ圏内含めた30キロ圏内の医療福祉施設、今回、はまなす園とか穴水総合病院、こういうところも訓練に参加されるようです。最新の数、30キロ国内の医療福祉施設は165施設あって、定員が6,462人というふうにお聞きをしました。この施設ごとに避難計画をつくると。これはことしの6月のこの委員会で答弁あったとおりに、一応完了すると、8月末までに。こういうことがありました。しかし、本当にこれ実現できるのかどうか。例えば夜間に起こったときに地震で道路が寸断されて職員が参集できないというのが去年の訓練でもありました。そういう意味では、実際に施設ごとの避難計画つくってそれを実行するときの車両とか運転手の確保とか、これは国と一緒になって考えていくというふうに言ってましたけど、そこは今、現実どこまで準備が進んでいるのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

山本陽一健康福祉部次長：県内の病院でありますとか福祉施設では、県のガイドライン、指針を踏まえまして避難先、避難経路等について取りまとめた避難計面、これを市町の住民の避難計画と整合性を図りながら作成をしていただいています。ただ、こうした避難は病院とか福祉施設だけで全て対応できるというものでは必ずしも、ございませんで、県の避難計画要綱におきましても受け入れ先でありますとか、今御指摘の車両の確保の問題、こういったことについては国、県、関係市町が必要な支援を行うと、こういうことになっております。

また、避難に関する問題、これは夜間の避難を含めまして、本県のみならず立地県共通の問題ということでもございますので、現在、国が設置をいたしました県、それから関係省庁による地域原子力防災協議会の作業部会などの検討において必要な車両の確保などの対応についても、国としての積極的な関与を、お願いをしてきているという今状況にあります。

そういう状況の中で、現在のところ、例えば福祉施設について申します　と志賀町が志賀原子力発電所から5キロ圏内を中心に避難する高齢者の要介護状態なんかも考慮しながら、避難に本当に必要な車両の例えば車種、福祉車両が必要なのか普通のワゴンのようなものでいいのか、そういう車種とか台数の調査を今行っているところです。

今後は、志賀町としましては、それに加えて福祉施設のみならず一般住　民ですとか在宅にいらっしゃる要援護者の方、こういった方に必要な台数とあわせて調査をいたしまして、不足分をしっかりと把握をして、それをもとに国の作業部会で車両の調達、運転手の確保策などについて御議論もいただき、調整をしていくという段取りを今考えております。

県としましては、こういう調査の結果も踏まえ、他県の例も参考にしな　がら、国等とも十分連携をして今後とも取り組んでいきたいと、このように考えております。

佐藤正幸委員：いろいろ台数とか調査中ということだと思うんですけど、本当に6,500人の方々を最後の一人まで避難させることができるのか私は問われているというふうに思います。

最後の質問にしますけど、これは問題にもなりました有識者会合が志賀　原発直近の断層が活断層であることを否定できないと言ったことに関して、県は一応、規制委員会として報告書がまとまったら県の原子力安全専門委員会で報告を受けると、説明を受けると、こんな段取りだと思うんですけれども、しかし、それはあくまで段取りの説明だけであって、私、そのときの議事録も公表されていますので議事録も全部一応目通しましたけれども、この調査会合の、評価会合の議事録を見ても、やっぱり有識者の方々から、言いたいことは、表現したいことを前にしっかり述べるべきだというようなことを含めて大分厳しい意見が出されております。

こうした一連の経過を県としてはどんなふうにお考えになっているのか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

絈野健治危機管理監：有識者の評価会合の評価書案でございますが、現在、評価書案ということで、今後、他の発電所を担当します有識者の意見、いわゆるピアレビューという会合がございまして、その意見を聴取した上で規制委員会へ、報告されることとなっておると聞いております。規制委員会においては、新規制基準に基づく適合性審査を行うに当たって、有識者会合による評価書を重要な知見のひとつとして参考にすると聞いておりますので、県としてはその国の審査状況をまずは注視していくことが体制なのではないかというふうに考えております。

佐藤正幸委員：ここまで有識者の方々が言っておられるので、私、このことを含めて6月の県議会で一般質問したときに知事が学者の意見だけでは決まらないと、こういう記者に言ったことに対して9月議会でも厳しく批判いたしました。

やっぱり、もう志賀原発は本来立地すべきでないところに立地をしたと　いう事実をしっかり目を向けてもらいまして、必要な対応を県としてはとってほしいとういことを最後に求めて、質問終わりたいと思います。